

笠置町監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年5月26日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和4年4月28日(木) 午前9時から正午まで
場 所	笠置町役場2階 議員控室
欠 席 者	町長
監 査 対 象	①令和3年度指摘事項に対する対応について ②令和4年度予算執行に向けて
収受資料等	なし

2. 監査内容

令和3年度定期監査において監査委員より指摘した事項に対する各課の対応状況及び第4次笠置町総合計画が新たに策定された上での令和4年予算執行に向けて、その予算計上にどのような特色があるのか、またどのような施策を講じられようとしているのか考え方とともに意気込みを伺うべく監査を設定した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

令和4年3月議会定例会において第4次笠置町総合計画（以下、「総合計画」という。）が議会の議決を経て、基本構想が定まったわけであるが、総合計画とともに実施計画を明確に示さないと、町民及び各種団体が笠置町の方向性を認識することができない。なお、予算計上においても進捗状況等を勘案することで、毎年異なる要求内容になるはずである。

これは、いこいの館の維持管理費が予算計上されていることも同様に方向性を明確に定めないことには、本支出をいつまで続けるのか疑問に感じるところである。

また、今まで実施した事業に係る成果、結果を十分に検証して、それを踏まえた上で住民及び笠置町の利益に資する事業を構築するという発想を常に持ち予算編成に取り組みられるとともに、監査で指摘した事項に対して問題改善の上、適宜反映を図らねばならない。

次に、四季彩祭実行委員会について、本来、実行委員会事務局はNPO等が担うべきものであるが、町長が会長として実行委員会を運営している状況である。行政が実行委員会の構成員に含まれることは良いが、実行委員会は行政が事業運営を任すべき性質を有するものである。これは行政側も課題認識はしており、町長以外の者に会長就任について打診をしたが断られたとの報告があったが、組織の在り方について再度検討の上、報告をいただきたい。

次に、新規事業を実施する場合、関連するすべての課に跨って取り組むのが本来あるべき姿であるが、それが決裁文書上は確認することができない。例えば、公共施設を建築する場合において、福祉関係の施設であれば、保健福祉課が主となっているが、合議等の体裁が設えられていない。そこには専門的な建設産業課が包含されるべきであり、その体制構築ができていないと、保健福祉課がすべての責任を負ってしまうことになる。今後は取り組んでいくという話があったので、十分そのことを認識していただきたい。

次に、どらやき等の土産物がふるさと納税の返礼品になり得なかったことについて、地産の食材が使われていないためであったと報告を受けたが、活用方法、成果を見据えた上でプロセスを考えていくことが必要であり、予算計上の際に十分に思案いただき事業実施をお願いしたい。

次に時間外手勤務の実績について、4月から11月までの集計において令和3年度は約3,000時間、令和2年度は3,500時間であり、500時間の削減が図れたこと、令和2年度は月100時間を超える職員がいたが、令和3年度についてはそのような実績を有する職員はいなかったこと、月45時間を超える職員については、引き続き参与が個別に話を伺い対応するとのことで報告があった。

また、令和3年度までは総務財政課が一括して時間外勤務の予算管理をしていたが、令和4年度からは、各費目において予算管理をするとのことであった。各費目に分配したということは、当然その枠内での予算執行が求められることになるが、各課がそれを認識していないとのことであったため、改めて総務財政課より各課に説明する必要があると意見した。

なお、新規事業及び人員の減少等による時間外勤務の増加を懸念する意見もあったが、限られた条件の中でどのような仕事の仕方をすれば目標を達成できるのか、仕事の在り方、効率性、職員がすべき仕事、任せる仕事等について考えずに目の前の仕事に邁進すると職員が疲弊するのは自明の理であり、職員を守るためにも仕組みを構築されたい。

最後に、令和4年度より総務財政課内に企画政策室が設置されたことに伴い、各課における課題に対する案を各課の職員が考え、企画政策室と議論を行った上で施策を実現できる良い機会であり、是非積極的に活用していただきたい。例えば、京都府が掲げる子育て環境日本一を笠置町に落とし込むとどのようになるのか、妊婦が日本一住みやすい町と掲げれば、バリアフリーを進展する必要がある、自ずと高齢者にも住み良い町となるので、発想力をもって全課一緒になり邁進いただきたい。

以上